

## 2025 法学会シンポジウム「改正公益信託法の運用に関する期待と課題」

### 新しい公益信託制度の運用開始に向けた期待と課題

2025年6月8日

前内閣府公益法人行政担当室企画官 古谷真良

#### 第1 本報告のテーマ

「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）」（以下「新公益信託法」という。）は、公益信託制度が公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることに鑑み、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から見直しを行うものとする信託法（平成18年法律第108号）成立時の衆・参両院の附帯決議後、法務省における法制審議会信託法部会及び内閣府における新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議等を経て、「公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）」（以下「旧公益信託法」という。）の全部改正法として成立したものである。

新公益信託法は、信託法の特別法であるとともに、公益法人認定法（平成18年法律第49号。）（以下「公益法人認定法」という。）と整合的な枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを創設するものであり、新制度下における公益信託認可には公益法人並びの税制優遇も伴うこととなる。新公益信託法の成立に至る過程や規定の内容等に照らせば、新制度における法解釈や運用においても、信託制度としての特殊性と公益法人制度との整合性という二つの要請の間で、公益の増進及び活力ある社会の実現に資するという目的をいかに実現するかが問われ続けることになることが見込まれる。

新制度の施行開始に向けて、公益信託制度における公益事務該当性と公益法人制度における公益目的事業該当性の関係、公益信託事務と受託者の固有事務の関係、新制度と信託法における目的信託制度との関係等を取り上げて立案時の検討経過を参照しつつ、新たな公益信託の施行準備研究会（以下「施行準備研究会」という。）を含めた施行準備の現在地について御報告させていただきたい<sup>1</sup>。

#### 第2 新公益信託法における公益信託

##### 1 公益信託の定義・意義

新公益信託法<sup>2</sup>における「公益信託」は、「この法律の定めるところによりする受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む。第四条第三項において同じ。）のない信託であって、公益

<sup>1</sup> 本報告の意見にわたる部分は、あくまでも報告者の個人的見解であり、報告者の所属する組織の見解ではないことに御留意いただきたい。

<sup>2</sup> 新公益信託法は、旧公益信託法と同様、信託法1条に規定される「他の法令」に当たり、新公益信託法で規定する特則、読替え、適用除外を行う事項を除いて、信託法の規定が適用されることとなる。

事務を行うことのみを目的とするもの」(同法第2条第1項第1号)、また、「公益事務」については、「学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務」<sup>3</sup>(同法第2条第1項第2号)、と定義される。

「公益信託」の規定内容については変遷があるが、その本質的な部分については変更がなく連続性は維持されているものと考えられる。平成18年の信託法改正において、受益者の定めのない信託が許容されたことから、旧公益信託法では、受益者の定めのない信託の信託であることが定義に組み込まれている。旧公益信託法は、旧信託法の一部改正、新公益信託法は旧公益信託法の全部改正という改正方式を採っている。

(参照条文)

- 旧信託法(大正11年法律第62号)第66条  
「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其ノ他公益ヲ目的トスル信託ハ之ヲ公益信託トシ其ノ監督ニ付テハ後六条ノ規定ヲ適用ス」
- 公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条  
「信託法(平成十八年法律第百八号)第二百五十八条第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ノ内学術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニシテ次条ノ許可ヲ受ケタルモノ(以下公益信託ト謂フ)ニ付テハ本法ノ定ムル所ニ依ル」
- 「公益信託法の見直しに関する要綱」(平成31年2月法制審議会からの答申)  
「公益信託」「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする受益者の定めのない信託であつて、公益信託認可を受けたものをいうものとする。」  
「公益信託事務」「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の信託事務であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいうものとする。」
- 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第2条  
「公益信託」「この法律の定めるところによりする受益者の定め(受益者を定める方法の定めを含む。第四条第三項において同じ。)のない信託であつて、公益事務を行うことのみを目的とするもの」  
「公益事務」「学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務をいう。」
- 旧民法(明治29年法律第89号)第34条  
「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」
- 公益法人認定法(平成18年法律第49号)第2条

<sup>3</sup> 公益法人認定法において、別表各号は、その性質上何らかの形で不特定かつ多数の者に利益をもたらすと考えられるものとして、国民の利益のために制定されている立法当時有効な法律の目的規定を抽出・集約し、列挙したものであり、およそ公益と考えられる事業目的は、別表各号のいずれかに位置付けることができると考えられるとされており、この点は、新公益信託法の別表各号も同様の考え方に立つものと考えられる。

「公益社団法人」「第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。」

「公益財団法人」「第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。」

「公益目的事業」「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」

## 2 「公益」性の審査

### (1) 旧公益信託法における公益信託の引き受けの枠組み

公益信託の引受け許可審査基準等について（平成6年9月13日公益法人等指導監督連絡会議決定）により、公益信託は、公益の実現すなわち、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならないとされ、次のようなものは、引受けを許可しないとされている。これを受けて、各府省庁では、所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則が定められている。

- ① 委託者と特定の関連を有する者又は同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの。
- ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの。
- ③ 特定個人の精神的又は経済的支援を目的とするもの。

### (2) 公益法人認定法における「公益目的事業該当性」の枠組み

「公益目的事業該当性」の審査判断については、「別表該当性」と「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」とが区別されているようにみられるが、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」であるかについて、事業の特性に応じて作成された公益目的事業のチェックポイントにより審査するものとされ、チェックポイントが「別表に掲げる種類の事業」という事実があるかどうかを認定するに当たっての留意点としても使われている<sup>4</sup>。

「公益目的事業該当性」は、次の①から⑥までの全ての要素に該当性することとされている。

- ① 法人の掲げるその事業の「趣旨・目的」が、公益法人認定法別表各号に該当し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであること。
- ② その「事業内容」及び「手段」が当該「趣旨・目的」を実現するためのものであること（事業の合目的性）を合理的に説明できること。
- ③ 当該目的を実現するための事業の質（専門性や公正性、不利益発生の排除など）が確保されていること。
- ④ 特定の者又は特定の集団の利益に留まらないこと（受益の機会の公開など）。

<sup>4</sup> 令和6年12月付け公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン） 21頁以下。  
(<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/a846rbz72g.html>)

- ⑤ 事業内容に透明性があること。
- ⑥ 営利企業等が実施している事業と類似する事業にあつては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があること。

公益認定の審査におけるチェックポイントは、19の事業区分及びその区分に該当しないものについて整理され、審査における基準が公益認定等ガイドラインに示されている<sup>5</sup>。

### (3) 新公益信託法の公益信託認可における「公益」性の審査の枠組み

#### ア 「公益事務該当性」について

公益信託における公益事務として、公益法人認定法並びの別表各号を整理しており<sup>6</sup>、公益法人認定法と同一の行政庁及び第三者委員会が、公益信託認可を行うものとされている。また、税法上も、公益法人による事業と同等の公益性が確保されることを前提とし、基本的に公益法人並びの税制優遇が措置されている。このような事情も考慮して、公益信託認可における「公益事務該当性」の判断枠組みは、公益法人制度における「公益目的事業該当性」と基本的に同じ判断枠組みのものであると見込まれる<sup>7</sup>。

#### イ 「受益者の定めのない信託」であることについて

公益信託は「受益者の定めのない」信託<sup>8</sup>であつて、「公益事務を行うことのみを目的とする」信託であるところ、受益権を有する受益者の存在を予定していないことと不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであること（公益事務該当性）との関係が問題となりうる。

「公益事務該当性」の中では「受給の対象・機会」として、不特定かつ多数の者に受益（受

<sup>5</sup> 前掲注4) 公益認定等ガイドライン46頁以下

<sup>6</sup> 公益法人認定法において、別表各号は、その性質上何らかの形で不特定かつ多数の者に利益をもたらすと考えられるものとして、国民の利益のために制定されている立法当時有効な法律の目的規定を抽出・集約し、列挙したものであり、およそ公益と考えられる事業目的は、別表各号のいずれかに位置付けることができると考えられる、とされており、この点は、新公益信託法の別表各号も同様の考え方に立つものと考えられる。

<sup>7</sup> 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会第1回研究会資料1-1・21頁 (<https://www.koeki-info.go.jp/trust/documents/xg165rukgh.pdf>)

<sup>8</sup> 「受益」の用語については、各法令の整理を踏まえて用いる必要がある。

○信託法・公益信託法 「受益者」は「受益権（信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であつて信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（以下「受益債権」という。）及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利）を有する者」（信託法第2条第6号、第7号）とされる。

○公益法人認定法 法律上の「受益」に関する規定はないものの、ガイドライン等では、公益目的事業によって利益を受けるものを「受益者」として表現している。

○法人税法等 税法上の受益者等とは、受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）及び信託の変更をする権限を有し、かつ、その信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）（みなし受益者）とされる（法人税法第12条第2項、法令第15条第1項～第3項）。税法上の「受益者」には「みなし受益者」が含まれる点が特徴的である。信託法においては、委託者は信託行為に別段の定めがない限り信託の変更をする権限を有することとされ（信託法第145条）、残余財産受益者又は帰属権利者の定めがなければ委託者を帰属権利者として指定する旨の定めがあつたものとみなすこととされており（信託法第182条第2項）、このような場合には委託者がみなし受益者に該当することとなる。

給)の機会が開かれているか、また、機会が限定される場合には、当該限定を行う合理性及び当該限定があっても利益が不特定多数の者に及ぶことについて合理的説明があるか審査されることが見込まれ、公益法人制度における公益認定の判断事例も参照されることとなる。

**(公益認定等ガイドラインに挙げられる例)**

- ① 学校に関しては、入学の機会が不特定多数の者に開かれていることを踏まえ、同窓会法人が行う特定校の教育活動への助成や同校在学学生及び卒業生を対象とした奨学金支給について、公益目的事業として認められた事例
- ② 宗教精神に基づく社会貢献活動において、特定宗教関係団体からの申請に対して、資金的・宗教関係のネットワークを活用して、より効果的な社会貢献活動を行うことができるとの説明を踏まえて公益目的事業として認められた事例
- ③ 特定企業の関係者のみを対象、特定企業職員等を主たる対象や特定企業職員の維持を対象とした奨学金事業について、公益目的事業とすることは適切ではないと整理した事例
- ④ 公庫が行う教育ローンの債務保証事業について、直接の利益を受ける対象が公庫であるとしても、債務保証利用者に利益があることから公益目的事業であると判断した事例
- ⑤ 学校法人を設立する前段階として寄附を募集するために公益法人を設立し、寄附が集まった段階で公益法人を清算して私立学校法人を設立する場合について、当該公益法人が行う事業が公益目的事業に該当すると判断した事例

例えば、特定の学校の同校在学学生の奨学金支給についてもいくつかの類型が考えられる(いずれも信託行為には受益者の定めはないものとする)。信託行為の内容を踏まえて定める受託者や公益事務の内容等を踏まえて、受託者の経理的基礎や技術的能力等の審査がされることとなる。

**(奨学金支給の例)**

	受託者	受給者	(最終)受給者
1	信託銀行(選考)	大学在学学生	—
2	信託銀行(選考)	大学4年生の在校生	—
3	信託銀行・大学法人(選考)	大学4年生の在校生	—
4	信託銀行	大学法人(選考) <sup>9</sup>	大学4年生の在校生
5	大学法人(選考)	大学4年生の在校生	—

<sup>9</sup> 四宮和夫『信託法(新版)』(有斐閣)40頁では、公益信託について「信託が直接公共の利益となることを必要とし、結果として公共の利益にもなるだけでは足りない」とした上で、「特定の主体が介在しても、その中間受益主体が公益の実現を目的とする存在(例、公益法人・国・地方公共団体)で、信託の目的が社会公共の利益に直結しているといえるものであれば、公益信託とみることができる。」との記載がある。

## ウ 収益を伴う公益信託事務について

公益信託は、公益事務を行うことのみを目的とするものであるが、収益を伴う事務を行うことは許容される。公益法人制度では、通常は営利企業が行うような事業が行われる場合に、公益目的の事業内における事業の付随性が審査される<sup>10</sup>ところ、公益信託制度における公益事務に付随して行われる収益性のある事務についても、基本的に同様の審査が行われることが見込まれる。なお、収益を伴う事務としては、公益信託の運用における収益の規律についても問題となりうる。新公益信託法の信託認可基準では、「投機的な取引」に当たらない範囲で公益信託の信託財産の運用が許容されるものとされている（新公益信託法第8条第7号参照）。

## 2 公益信託における受託者の在り方

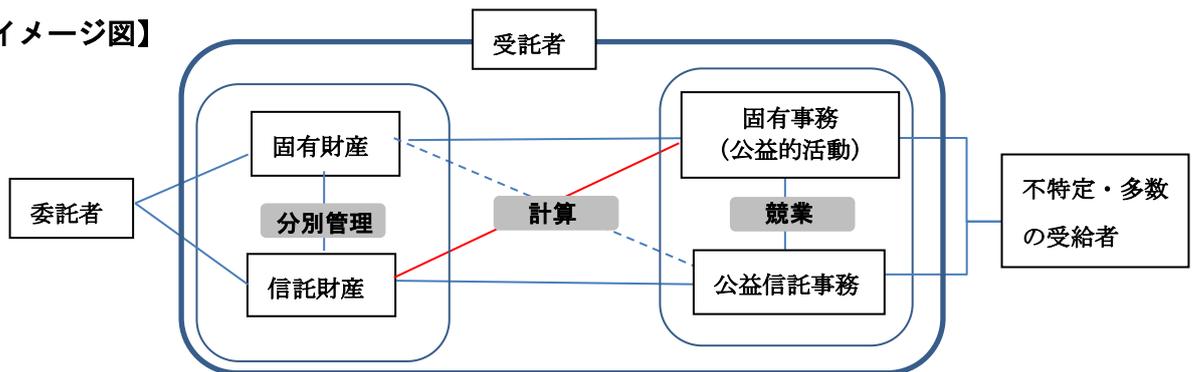
### (1) 受託者における固有性と第三者性

新しい公益信託では、受託者の範囲が広がることで、受託者の知見が公益信託事務に活用されることが想定されている。受託者が、固有財産により公益的活動を行っている場合に同様の公益的活動を公益信託事務として行う場合の規律について、当該受託者が、信託財産として受け入れた財産（委託者が信託財産として寄付した財産）の計算で上記の固有事務を行うといった場面の整理が問題となる。

基本的には、受託者の負う忠実義務を前提に、利益相反行為の制限（信託法第31条）、競合行為の禁止（信託法第32条）、信託財産と固有財産の分別管理（信託法第34条）等の規律の適用を踏まえた整理が求められる。

社会的な事象として、例えば、公益活動を行う公益法人やNPO法人が公益信託の受託者になった場合に、公益活動の事務が一体的になる可能性が高いことを場合に、適切かつ透明性があり、公益活動の現場に受け入れられやすい運用を検討していくことが求められる。

【イメージ図】



<sup>10</sup> 前掲注4) 公益認定等ガイドライン37頁以下参照

収益性のある事務を公益目的の一部として実施する場合は、①及び②を満たす必要がある。

① 幹となる公益目的事業の趣旨・目的のために実施されるものであること

② 当該事務の規模・内容・実施の態様が、幹となる公益目的事業の趣旨・目的に即したものであり、かつ、必要な範囲を超えて行われぬものであること。

公益信託における受託者の在り方や制度の運用について、信託法・公益信託法に加えて、公益法人認定法、公益信託関連税法<sup>11</sup>、会計の在り方、信託業法等の適用関係にも配慮する必要がある。

## (2) 施行準備研究会及び会計研究会等での議論の経過等

受託者の経理的基礎及び技術的能力等について公益信託認可の審査がされる場所、具体的な考慮要素について府令によって具体化されており、ガイドラインやモデル契約によって具体化されることが見込まれる。

施行準備研究会第4回（令和7年5月22日実施）において示された公益信託に関する法律施行規則案  
(信託行為において定める事項)

第一条 公益信託に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十三 略

十四 信託法（平成十八年法律第百八号）第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項に規定する行為を行う場合（信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。）にあつては、その旨及び当該行為の内容

容  
(受託者の経理的基礎及び技術的能力)

第四条 法第八条第二号に掲げる基準であつて公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎に係るものは、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 当該公益信託事務を安定的かつ継続的に処理するために必要な信託財産及び固有財産が確保されていること。
- 二 当該公益信託の信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組みが整備されていること。
- 三 法第二十条第四項に規定する財産目録等の作成、備置き、閲覧等に関する公益信託事務の処理の方法が定められ、当該公益信託の信託財産の状況に係る情報を適正に開示することができる体制が整備されていること。

2 法第八条第二号に掲げる基準であつて公益信託事務を適正に処理するのに必要な技術的能力に係るものは、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 当該公益信託事務の内容に照らして当該公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されていること。
- 二 当該公益信託事務を処理するのに必要な知識及び経験を有する者を関与させる体制が整備されていること。
- 三 当該公益信託の存続期間を通じて受託者としての任務を安定的かつ継続的に行う仕組みが整備されていること。

<sup>11</sup> 「信託財産」の計算で「固有事務」を行うことについて、公益信託として受けた税制措置を通して、NPO法人、一般社団・財団法人等が税制優遇措置を潜脱することは認められない。施行準備研究会第2回研究会資料第2回・藤谷武史教授提出資料等参照。

また、新たな公益信託制度において受託者が行う財務報告の主要な目的について、公益法人制度の財務報告の目的を踏まえて、委託者に対する受託責任を履行すること（信託財産の分別管理義務を担保すること等）や信託管理人による監督に対応することに加えて、公益信託の各ステークホルダー（寄付者、信託事務の対象者（受給者等）、国民、行政庁）の多様なニーズに対応していくことにあることが明確にされることが望ましいとされる。

公益信託の会計について、信託としての特異性を考慮しつつも、財務報告の目的を共通にし、全体として整合的な制度として設けられている公益法人の会計基準を基本として計算書類を策定することが相当であるとした上で、公益信託における会計処理については、信託行為等に定められた公益信託の事務の内容・規模・信託財産の種類に見合った形で可能な限り簡素化をすることが相当であるとの方向性が示されている<sup>12</sup>。

### 3 新公益信託法における公益信託と信託法上の目的信託

#### (1) 旧公益信託法下での関係性

旧信託法下では、受益者の定めのない信託は、公益信託を除いて有効には成立しえないと解されているところ、信託法において、受益者の定めがない信託（信託法第11章）が許容されたことから、旧公益信託法では、受益者の定めのない信託のうち公益を目的とする信託として規定されている。

#### (2) 公益信託を成立させる行政行為について

公益信託に係る行政行為の在り方として、概要、以下のようなものが考えられる<sup>13</sup>。

- ① 公益法人における公益認定と同様の枠組みをとるものとして、目的信託に公益認定を付与して公法上の効力が発生するとする方式（認定・変更認定等は私法上の効力に影響を与えない。）
- ② 旧公益信託法の許可制度と同様の枠組みをとるものとして公益信託は許可を受けてはじめて公法上・私法上の効力が発生するとする方式（許可・変更許可等によってはじめて私法上の効力が生じる。）
- ③ 目的信託を前提とせず公益信託は公益認可を受けてはじめて公法上・私法上の効力が発生するものとし、受託者による認可手続のみとする方式（認可・変更認可等によってはじめて私法上の効力が生じる。）<sup>14</sup>

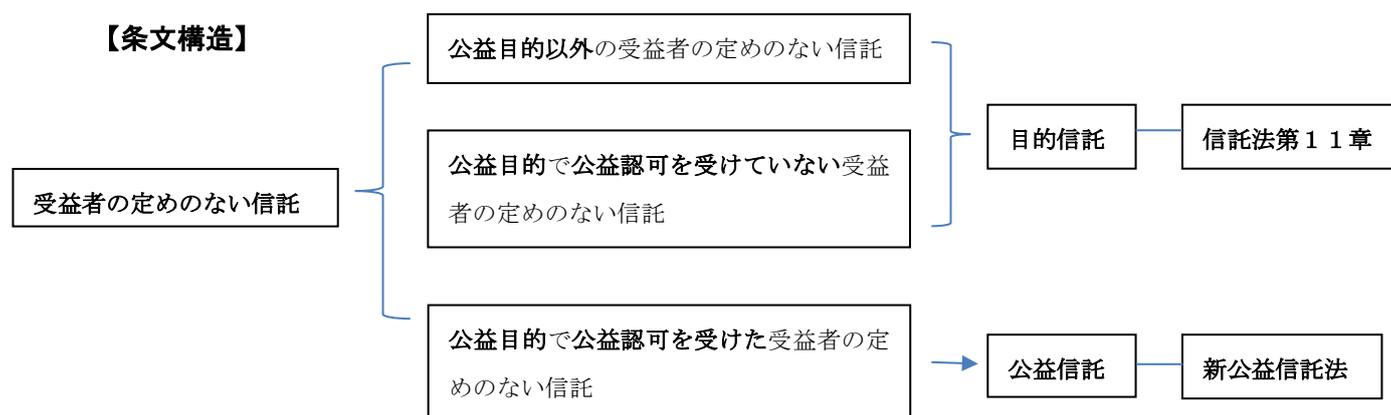
<sup>12</sup> 内閣府公益認定等委員会の公益法人の会計に関する研究会 令和7年3月28日・公益信託会計の在り方について（検討の方向性）<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/documents/nfvxcceeq7.pdf>

<sup>13</sup> 法制審議会信託法部会第42回会議では、山本隆司東京大学大学院教授よりヒアリングがされている（提出資料「公益信託を成立させる行政行為について」<https://www.moj.go.jp/content/001226976.pdf>）。

<sup>14</sup> 委託者・受託者・信託管理人等の関与した形で信託契約案（信託計画）及び公益信託認可をする者の資格についての認定手続を必要とする方式を前提とした上で、受託者による公益信託認可の手続を行うという方式も考えられる。

信託法における受益者の定めのない信託（信託法第11条、同法附則第3項）の規律等を踏まえて、公益信託認可の対象をどのように整理するか<sup>15</sup>、目的信託と公益信託の関係をどのように考えるか、公益信託認可が得られなかった信託についての私法上の効力等が問題となり得る。

新公益信託法では、一段階の公益信託認可スキームとしつつ、公益目的で公益認可を受けていない受益者の定めのない信託を有効とする制度が採用されている。



信託法第11章は「受益者の定めのない信託」について定めたものであるが、「新公益信託による公益信託」を除外する法律上の手当てをし（新公益信託法附則第30条の規定による信託法第258条第1項及び附則第3項の改正）<sup>16</sup>、公益信託以外の受益者の定めのない信託（目的信託）についての特則を規定したものと整理している。

信託法附則第3項について、「新公益信託法による公益信託」のみが除外されることを明確化され、公益事務を目的とする信託についても、信託法第11条の目的信託として有効であることが確認されている<sup>17</sup>。

<sup>15</sup> 公益信託認可等を受けて作成された信託行為に関する契約書は印紙税非課税となる（印紙税法別表第1第12号）。

<sup>16</sup> 公益信託に関する法律（信託法の一部改正）

第三十条 信託法の一部を次のように改正する。

第二百五十八条第一項中「信託」の下に「（公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）第二条第一項第一号に規定する公益信託を除く。以下この章において同じ。）」を加える。

附則第三項中「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするものを除く」を「公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託を除く。次項において同じ」に改める。

<sup>17</sup> 公益信託と公益目的の目的信託は、同一の目的であるとしても、①目的信託は、委託者及び受託者の合意又は委託者の遺言のみによってその効力を生じ、信託法第259条で20年の存続期間の制限が課され、信託法第260条のように委託者の権限が強化することなどで潜脱を回避しようとするもの、②新たな公益信託は、委託者及び受託者の合意に加えて行政庁の成立の認可を受けることによりその効力を生じ、成立後も行政庁の監督を受けることとし、③(目的信託とは異なり)委託者が公益信託に過度に関与するような事態を回避することが予定されていることなど、目的信託と公益信託は信託関係者の役割など重要な部分で相違点があり、性質上大きく異なっていることから、両者は異なる信託として整理する必要がある。

### 第3 施行に向けた検討経過

#### 1 施行準備研究会<sup>18</sup>等の経過

政令（施行日令、施行令、整備政令）、内閣府令（内閣府令、内閣府・法務省の合同省令）についての意見公募の手続き（令和7年4月16日～5月15日）<sup>19</sup>を経て、5月22日に第4回研究会が実施され、公益認定等委員会への諮問に向けた準備が行われている。

今後は、公益認定等委員会への諮問を経て、ガイドライン、モデル契約等<sup>20</sup>の検討が行われるものと見込まれる<sup>21</sup>。

#### 2 信託業法の一部改正法案

金融庁より、第217回通常国会において、令和7年3月7日、「信託業法の一部を改正する法律案」法案提出され、国会において審議がされている<sup>22</sup>。

#### 3 その他

都道府県等における体制整備、既存の公益信託の移行等について準備が進められていく見込みである。

### 第4 終わりに

公益活動のツールとして、使い勝手の良い公益信託制度の運用開始に向けて

---

<sup>18</sup> <https://www.koeki-info.go.jp/trust/h8ajzkb8mt.html>

<sup>19</sup> 「公益信託に関する法律施行令（案）」等に対する意見募集について」<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095250420&Mode=0>

<sup>20</sup> 例えば、遺言の方式による公益信託については、より利用の実態に即した検討がされるものと見込まれる。遺言により包括遺贈される形で公益信託を設定することが認められるか等は引き続き検討を要するものと考えられる。杉浦史於「遺言と信託」信託法研究6号13頁以下では、消極的な債務にかかる部分について一部無効とすることが通説であること等が紹介されている。

<sup>21</sup> 施行準備研究会第2回研究会資料第4回資料1・7頁

<sup>22</sup> <https://www.fsa.go.jp/common/diet/217/index.html>